

厚生労働大臣の定める掲示事項（院内掲示）

1 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2 入院基本料について

当院は、療養病棟入院基本料 1 の届出を行っております。

当院では、療養病棟入院基本料（日勤、夜勤合わせて）入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しています。なお、病棟、時間帯、休日で看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照下さい。また、入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

3 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束の最小化についての基準を満たしております。

4 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂き、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5 当院は、九州厚生局に下記の届出を行っております。

① 入院時食事療養費（Ⅰ）

当院は、「入院費食事療養費（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）。適温で提供しています。

【入院時食事療養費の標準負担額（1 食について）】

一般所得者		550 円
一般所得者（指定難病患者の方）		300 円
住民税非課税の方	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内の方	270 円
	過去 1 年間の入院期間が 91 日超の方	220 円
	70 歳以上低所得者区分 1	130 円

※令和 8 年 6 月 1 日より国の健康保険法等の規定に基づく変更です（全医療機関共通の負担額変更）

② 入院時生活療養費（Ⅰ）

当院は、「入院時生活療養費（Ⅰ）」の届出を行っており、65 歳以上の方が入院される場合に、居住費が請求対象となります。

居住費（1 日）	430 円
----------	-------

③ 届出等による医療について

当院は下記について届出を行っております。

療養病棟療養環境加算 1	入退院支援加算 2
診療録管理体制加算 2	データ提出加算 1 及び加算 3
がん性疼痛緩和指導管理料	CT 撮影および MRI 撮影
酸素の単価（酸素購入価格の届出）	電子的診療情報連携体制整備加算 2（入医 DX）
経腸栄養管理加算	電子的診療情報連携体制整備加算 3（外医 DX）
入院ベースアップ評価料（17）	外来・在宅ベースアップ評価料（1）

6 保険外負担に関する事項について

当院は、各種証明書、診断書等及び保険外負担について、実費でのご負担をお願いしております。

病衣セット	265 円（1 日につき）	普通診断書	1.100 円（1 通）
タオルセット	143 円（1 日につき）	入院証明書（生命保険用）	3.300 円（1 通）
病衣タオルセット	346 円（1 日につき）	通院証明書（生命保険用）	3.300 円（1 通）
肌着セット	143 円（1 日につき）	鉄砲診断書	3.300 円（1 通）
付添食事代	450 円（朝食）	身体障がい認定診断書	5.500 円（1 通）
付添食事代	600 円（昼食・夕食）	特定疾患認定診断書	5.500 円（1 通）
付添寝具代	220 円（1 日につき）	死亡診断書	3.300 円（1 通）
冷蔵庫使用代	220 円（1 日につき）	おむつ証明書	1.100 円（1 通）
テレビ代	330 円（1 日につき）	医師面談料	5.500 円（1 回）
領収書再発行	440 円（1 通）	成年後見・家庭裁判所資料	4.400 円（1 通）

【診療記録等開示関連】

診療記録開示代	1.100 円（1 回につき）
電磁的記録代	11 円（白黒）/20 円（カラー）それぞれ 1 枚につき
放射線画像複写代（X 線）	1.000 円（CD-R 1 枚につき）
放射線画像複写代（CT）	

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

令和 8 年 6 月 1 日時点